

岩手中部保健医療圏地域医療連携推進会議 設置要領

(設置)

第1 岩手中部保健医療圏における医療連携体制の構築並びに地域医療をめぐる課題を共有しながら、地域住民、関係団体、病院等が、それぞれなすべき取組などについて意見交換を行うとともに、医療、介護、福祉の連携を含む地域医療の課題の解決に向けて協議するため、岩手中部保健医療圏地域医療連携推進会議（以下「地域医療連携推進会議」という。）を置く。

(組織)

- 第2 地域医療連携推進会議は、地域住民団体、医療関係団体、病院、社会福祉関係団体、社会福祉施設（事業所）、市町村及び保健所とし、別紙に掲げる団体等により組織する。
- 2 地域医療連携推進会議に座長を置き、岩手県中部保健所長をもって充てる。
- 3 座長は、会議を招集し、会議を総括する。
- 4 座長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

- 第3 地域医療連携推進会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員は、座長が指名する。

(庶務)

第4 地域医療連携推進会議の庶務は、岩手県中部保健所において処理する。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、地域医療連携推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- この要領は、平成22年10月29日から施行する。
- この要領は、平成27年6月30日から施行する。
- この要領は、平成27年11月26日から施行する。
- この要領は、平成29年2月3日から施行する。

(別紙)

区 分	団 体 名	備 考
地域住民団体等	花巻市保健推進委員協議会	
	岩手県食生活改善推進団体連絡協議会北上支部	
	北上市社会福祉協議会	
	北上市地域婦人団体協議会	
	花巻市老人クラブ連合会	
	花巻市民生委員児童委員協議会	
	花巻市PTA連合会	
	遠野市保健推進委員協議会	
市町村	花巻市	
	北上市	
	遠野市	
	西和賀町	
医療関係団体	花巻市医師会	
	北上医師会	
	遠野市医師会	
	花巻市歯科医師会	
	北上薬剤師会	
	岩手県看護協会北上支部	
病院	岩手県立中部病院	
	岩手県立東和病院	
	岩手県立遠野病院	
	町立西和賀さわうち病院	
	総合花巻病院	
	北上済生会病院	
	国立病院機構花巻病院	
訪問看護施設	総合花巻病院訪問看護ステーション	
介護関係施設	養護老人ホーム北星荘	
消防機関	花巻市消防本部	
保険者協議会	健康保険組合連合会岩手連合会	
保健所	岩手県中部保健所	座 長

【 オブザーバー 】

区 分	団 体 名	備 考
県議会議員	管内選出県議会議員	